

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	午前・ 午後 10時00分から 令和3年12月21日(火) 午前・ 午後 10時45分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 5階 第一委員会室
出 席 委 員	新座市PTA・保護者会連合会代表 内野 朋子 新座市立小学校長会会長 若林 利明 新座市立中学校長会会長 田中 悟 新座市立小学校長会副会長 佐久間 幸代 新座市立小学校長会副会長 金澤 勇一 新座市立中学校長会副会長 森 聖 新座市町内会連合会会長 清水 由紀子 新座市町内会連合会副会長 大戸 栄次 新座市町内会連合会副会長 本間 健悦 ふれあい地域連絡協議会代表 吉田 尚次 ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明 ふれあい地域連絡協議会代表 脇田 一平 学校教育部長 小関 直
事 務 局 職 員	学務課長 鶴田 千尋 同課副課長兼人事・学事係長 金子 一人 同課主事 鈴木 健太 同課主事 佐藤 玲菜
会 議 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 今後の推計及び通学区域の再編成について (2) その他 4 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<p>次第 令和3年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿 新座市立学校通学区域審議会条例</p> <p>資料1 令和4年度児童生徒数(令和3年10月1日現在 見込数) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料2 令和3年度児童・生徒推計表(令和3年10月1日現在) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料3 大和田小学校及び第二中学校児童生徒数の将来推計値 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料4 開発行為等一覧(建築物の用途が住宅に係るもの)</p> <p>資料5 学区図(小学校)</p> <p>資料6 学区図(中学校)</p> <p>資料7 通学区域再編成(案)の児童生徒推計表(令和3年5月1日現在) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
----------------	--

資料 8 通学区域再編成（案）の丁目別児童生徒数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。

資料 9 通学区域再編成（案）の学区図（小学校）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。

資料 9 - 2 通学区域再編成（案）の学区図（小学校）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。

資料 1 0 通学区域再編成（案）の学区図（中学校）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。

資料 1 0 - 2 通学区域再編成（案）の学区図（中学校）

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。

公開・非公開の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他の 必要事項	特になし
審議の内容	
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（学校教育部長）</p> <p>3 議事 事務局より、資料1～10-2に基づき、(1)今後の推計及び通学区域の再編成について説明を行った。</p> <p>事務局 大和田小学校の状況については、令和4年度の学級数は令和3年度の27学級から減少又は変動しない推計で、26～27学級である。しかしながら、現時点では正確な数値が算出されていないため、注視していく必要がある。次に東北小学校は、令和4年度の学級数が令和3年度の26学級から変動しない推計である。ただし、東北二丁目で約150戸の共同住宅の販売が最近開始されたため、今後6年間においては、徐々に増加していく見込みである。東野小学校は、令和4年度の学級数は令和3年度の24学級から変動しない又は増加する推計で、24～25学級である。大和田小学校と同じく、現時点では正確な数値が算出されていないため、注視していく必要がある。教室がひっ迫しているため対策をしていく必要がある。また、新座中学校については、令和6年度以降、クラス数が保有教室数を超える推計が示されている。しかし、中学校については、私立学校への進学や指定校変更の影響が大きい。特に、新座中学校の学区域は、隣接する中学校に入学する生徒が多いため、実際の生徒数は減少すると推察している。そして第二中学校の状況について、令和4年度の学級数は令和3年度の29学級から変動しない推計である。今後6年間においては、徐々に増加していく見込みであり、更に給食室の改修も重なるため、収容できる生徒数に影響が出てくる。全体の状況としては、新座市南部の学校は、概ね現在の保有教室数で対応が可能と考えているが、第二中学校をはじめとする北部の学校は将来的に収容上限を超える学校が見込まれるため、通学区域の再編成により児童生徒数の均一化を図る必要がある。</p> <p>開発の状況については、No.10のとおり、東北小学校・第二中学校の学区域に共同住宅135戸の届け出があった。事業者を確認したところ、竣工予定は令和5年9月下旬、販売開始時期は未定とのことである。No.13のとおり、大和田小学校・第二中学校の学区域に共同住宅32戸の届け出があった。事業者を確認したところ、竣工予定及び賃貸の入居開始は未定とのことである。No.16のとおり、大和田小学校・第二中学校の学区域に店舗兼共同住宅34戸の届け出があった。事業者を確認したところ、竣工予定は令和5年3月頃、賃貸の入居開始も同時期とのことである。これにより直ちに教室不足が懸念されることはないと思われるが、今後もこのような開発事業の状況を把握していく必要があると考えている。</p> <p>通学区域の再編成だが、第一回で議論したとおり、現在第二中学校の生徒数がひっ迫しているため、その状況を改善する必要がある。ただ、市の財政状況</p>	

を考慮すると増築による許容上限の解放は現実的ではない。そこで、第二中学校を含めた新座市北部の各小中学校の通学区域を再編成することで、児童生徒数の均一化を図る。小学校も併せて再編成する理由としては、大和田小学校・東北小学校・東野小学校が将来的に児童生徒数の上限を超える可能性があること、中学校へ進学した場合の交友関係を考慮することが挙げられる。変更した基準は、①児童生徒数の集中度、②道路状況、③小中学校の通学区域の統一化のいずれかに該当するか否かである。一つ目の基準によって、児童生徒が多数いる地域を隣接する学校に変更することで、児童生徒数の均一化を図った。二つ目の基準によって、地図上での道路状況を考慮して通学区域を拡大又は縮小した。安全状況等の実地調査は来年度行う予定である。三つ目の基準によって、現在の通学区域で生じている、一つの小学校で進学先の中学校が二つに分かれる状況を可能な限り解消した。変更後の推計は資料7を御覧いただきたい。大和田小学校及び東北小学校の使用可能教室数に余裕が生まれたが、大和田地区及び東北地区は開発が進んでいたり大規模マンションの建設予定があったりするため再編成後も注意が必要です。変更後の児童生徒数の内訳は資料8を御覧いただきたい。指定校変更等で学区外から通っている児童生徒がいる地域は丁目を白文字で表記している。今回の再編成案で追加した地域は丁目を網掛けで表記している。特別支援学級の児童生徒数を引いた地域は学年の児童生徒数を網掛けで表記している。これは、資料7の推計表の特別支援学級の児童生徒数との重複計上を避けるためである。変更があった地域は小学校が7箇所、中学校が1箇所である。具体的な位置は9-2及び10-2を御覧いただきたい。黄色い枠で紫色に塗ってある箇所が今回の再編成で通学区域の変更を検討している位置である。変更後の通学区域の適用開始予定時期は令和7年度である。通学区域変更時に在学中又は入学予定の児童生徒の就学校については、別途検討する。

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

会長 過去の似た事例を挙げると、第四小学校がかつて通学区域の中央に配置されていたが、池田小学校や栄小学校が設立されたことで、最終的に通学区域の端に位置するようになった。結果、畑中地区の児童は通学距離が長くなった。

校長として学校に勤めている委員から見て、こういった点が不安か。

委員 小学校においては児童の通学上の安全面である。先ほど会長の話にもあったが、交通指導員の方ボランティアの方や地域の方の見守りの目がないと難しいだろう。英橋付近の集会所で勤務していた時期に、立ち番による見守りをしたことがある。あの辺りは冬場は暗くなるのが早いため、危険性が高いと感じる。通学においては、安全面をどうかんがえて不安を軽くするのが課題になってくるのではないか。

学校の収容人数のキャパシティ不足、給食の提供数も限られている。通学に関しての不安もあると思われるため、いかに現段階から対策を練っておくかが、今後の論議あるいは市民の方へのお示しの条件になってくるだろう。

会長 人数のことだけではなく安全面や児童生徒の心理状態も配慮していく必要がある。

では、こういった方向性で通学区域再編成は行っていく。

その他に意見がなければ、(2)その他について事務局から説明願う。

事務局 今後の審議会開催予定についてである。今年度の審議会については、この第2回をもって終了となるが、本日頂戴した御意見を反映させた通学区域の再編成案を今年度中に郵送で御報告する。また、来年度の見込みについて、今後大幅な変動等があった場合には臨時に招集させていただきたい。その際には改めて御連絡させていただくので御協力を願う。

会長 以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

6 閉会（事務局）